

母子・父子・寡婦福祉資金のお知らせ

～母子家庭及び父子家庭並びに寡婦のみなさんの生活の安定、子供の福祉を図るために
無利子（又は年1.0％）で各種資金の貸付を行っています～

○貸付を受けられる方は

- 1 20歳未満の児童を扶養している配偶者のない女子又は男子
- 2 20歳未満の父母のいない児童
- 3 かつて母子家庭の母であった方（現在、児童が20歳以上になっている方）
- 4 40歳以上の配偶者のない女子であって、現に児童を扶養していない方

○所得による貸付の制限

40歳以上の配偶者のない女子、及び現に扶養する子等のない寡婦の場合は、
前年度の所得額が203万6,000円を超える時は、原則として貸付は受けられません。

○貸付申請の手続（申請に必要な書類等）

- 1 共通する添付書類
 - (1) 申請者及び児童又は子の戸籍謄本と住民票(世帯全員の本籍と続柄が入っているもの)の写し
 - (2) 母子福祉資金借受者資格証明(様式第2号)、寡婦福祉資金借受者資格証明(様式第3号)又は、配偶者のない女子・男子であることを確認できる書類(児童扶養手当証書の写しでも可。)
 - (3) 保証書(様式第4号)
 - (4) 申請者が児童の場合・・・貸付申請同意書(様式第5号)
- 2 資金の種類により、下の一覧表の「添付書類」欄に記載されている書類
- 3 子のない寡婦については、前年の所得を証明する書類
- 4 その他、広域振興局長が必要と認める書類

○保証人

次の要件を備えている保証人が必要です。

- 1 独立して生計を営んでいること。
- 2 県内に1年以上居住し、かつ原則として申請者と同一の広域振興局管内に居住していること。

○償還金

償還にあたっては、年賦、半年賦又は月賦のいずれかの償還方法を選ぶことができます。

(令和7年4月1日現在)

【母子・父子・寡婦福祉資金貸付一覧表】

資金名	貸付対象等	貸付金の限度額(円)	貸付を受ける期間	据置期間	償還期間	利子	添付書類
事業開始	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦 母子・父子福祉団体 等の購入資金	事業(例えば洋裁、軽飲食、文具販売、菓子小売業等、母子・父子福祉団体については政令で定める事業)を開始するのに必要な設備、什器、機械等の購入資金 (団 体)	3,580,000 5,370,000	一括貸付	貸付の日から 1 年 間	据置期間経過後 7年以内	無利子 (又は1.0%) 事業計画書(様式第6号)
事業継続	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦 母子・父子福祉団体	現在営んでいる事業(母子・父子福祉団体については政令で定める事業)を継続するために必要な商品、材料等を購入する運転資金 (団 体)	1,790,000 1,790,000	一括貸付	貸付の日から 6 ヶ 月 間	据置期間経過後 7年以内	無利子 (又は1.0%) 事業状況調査書(様式第7号) 事業計画書(様式第6号)
技能習得	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦	自ら事業を開始し又は会社等に就職するために必要な知識技能を習得するために必要な資金	【一般】 月 額 68,000 【特別】 一括(12ヶ月相当) 816,000 (自動車運転免許習得の場合) 460,000	習得期間中 5年以内 一括貸付	習得期間満了後 1 年 間	据置期間経過後 20年以内	無利子 (又は1.0%) 技能習得先で発行する在籍証明書
修 業	児童 父母のいない児童 寡婦が扶養する子	事業を開始し又は就職するために必要な知識技能を習得するために必要な資金	【一般】月 額 68,000 ※修業施設で知識、技能習得中の児童が18歳に達した日以後の最初の3月31日が終了したことにより児童扶養手当等の給付を受けることができなくなった場合、上記額に児童扶養手当額を加算した額。 自動車運転免許習得の場合【特別】 460,000	習得期間中 5年以内 一括貸付	“ 1 年 間	“ 20年以内	技能習得先で発行する在籍証明書 児童扶養手当相当額を加算する場合は児童扶養手当資格喪失通知書及び年金の資格喪失を明らかにできる書類
就職支度	母子家庭の母 父子家庭の父 児童 父母のいない児童 寡婦	就職するために直接必要な被服、履物等及び通勤用自動車等を購入する資金	【一般】 110,000 (通勤のための自動車購入費用を含めた場合) 【特別】 340,000	“	貸付の日から 1 年 間	“ 6年以内	無利子 (又は1.0%) 就職決定通知書の写し又は就職を証明する書類
医療介護	母子家庭の母 父子家庭の父 児童(介護は除く) 寡婦	医療又は介護(当該医療又は介護を受ける期間が1年以内の場合に限る)を受けるために必要な資金	【医療】 340,000 特 別 480,000 【介護】 500,000	“	受領期間満了後 6ヶ月以内	“ 5年以内	無利子 (又は1.0%) 医師又は歯科医師の概算医療費等を記載した診断書、あん摩・マッサージ等の施術者が発行する施術料の見積書
生 活	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦	知識技能を習得している間、医療若しくは介護を受けている間、母子家庭・父子家庭になつて間もない(7年未満)の者が生活を安定・継続する間(生活安定期間)又は失業中の生活を安定・継続するのに必要な資金 (注)生活安定期間中の貸付は2,736,000円、養育費の取得のための裁判費用については、1,368,000円(一般分の12月相当)を限度として貸付することができます	【技能習得】月 額 141,000 【医療介護】月 額 114,000 【一 般】月 額 114,000 (母子・父子又は寡婦が生計中心者でない場合)月 額 76,000	習得期間中 5年以内 受領期間中 1年以内	習得期間終了後 受領期間終了後 貸付期間終了後 6 ヶ 月 間	“ 20年以内 “ 5年以内 “ 生活安定貸付 8年以内 ・失業 5年以内	無利子 (又は1.0%) 配偶者のないひとり親となっている期間を明らかにできる書類 ※一括して貸し付ける場合は3か月分を限度とする。
住 宅	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦	住宅の建設、購入、補修、保全、改築、又は増築をするのに必要な資金	通常の場合 1,500,000 災害、老朽等による増改築の場合 2,000,000	一括貸付	貸付の日から 6 ヶ 月 間	“ 通常の場合6年以内 災害、老朽等による増改築の場合7年以内	無利子 (又は1.0%) 建設、購入、補修、改築又は増築計画書、同見積書、住居が他人の所有に属する場合は所有者の承諾書
転 宅	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦	住宅を移転するための住宅の貸借に際し必要な資金	260,000	一括貸付	“ 6 ヶ 月 間	“ 3年以内	無利子 (又は1.0%) 住宅の賃貸契約書の写し、敷金、前家賃等の一時金を必要とする証明書

資金名	貸 付 対 象 等		貸付金額の限度(円)		貸付を受ける期間	据置期間	償還期間	利 子	添 付 書 類	
就学支度	児童 (父母のない)児童 寡婦が扶養する子	就学、修業するために 必要な被服等の購入 等に必要な資金	小 学 校		64,300	一括貸付	中 学 校 卒 業 後 修 学 終 了 後 6 ヶ 月 間	据 置 期 間 経 過 後 20年以内 (県では従来より10年) (専修学校の一般課程) 5年以内	無利子	所得税の非課税証明書等
			中 学 校		81,000					
			高 校、高 専、専 修	自 宅	150,000					
				(高等、一般課程)	自 宅 外					
			私立の高校、高専、 専 修(高等課程)	自 宅	410,000					
				自 宅 外	420,000					
			大学、短大、専修 (専 門 課 程)	自 宅	410,000					
				自 宅 外	430,000					
			私立の大学、短大、 専 修(専 門 課 程)	自 宅	580,000					
				自 宅 外	590,000					
			大 学 院	国 公 立	380,000					
私 立	590,000									
			修 業 施 設 (中 卒 の 場 合)	自 宅	150,000		修 業 施 設 据 置 期 間 経 過 後 5年以内		入学決定通知書の写し 又は、入学を証明する書類	
				自 宅 外	160,000					
				自 宅	272,000					
			(高 卒 の 場 合)	自 宅 外	282,000					
結 婚	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦	子の婚姻に際し必要 な資金	330,000		一括貸付	貸付の日から 6 ヶ 月 間	据置期間経過後 5年以内	無利子 (又は年 1.0%)	結婚予定を証明する書類 物品購入見積書	

資金名		貸 付 対 象 等		学年別			貸 付 金 の 限 度 額 (月 額)					貸付を受ける期間	修学期間中
							1 年	2 年	3 年	4 年	5 年		
修 学	児童 (父母のない)児童 寡婦が扶養する子	高等学校、大学、高等 専門学校又は専修学 校に就学させるための 授業料、書籍代、交通 費等の必要な資金	学校種別	国公立	自宅通学	27,000	27,000	27,000			据 置 期 間	当該学校卒業後 6ヶ月間	
					自宅外通学	34,500	34,500	34,500					
			専修学校(高等課程)	私 立	自宅通学	45,000	45,000	45,000		償 還 期 限	据置期間経過後 20年以内 (専修学校一般課 程 5年以内)		
					自宅外通学	52,500	52,500	52,500					
			高等専門学校	国公立	自宅通学	31,500	31,500	31,500	67,500	67,500	利 子	無 利 子	
					自宅外通学	33,750	33,750	33,750	76,500	76,500			
				私 立	自宅通学	48,000	48,000	48,000	98,500	98,500	添 付 書 類	入学決定通知書 又は在学証明書	
					自宅外通学	52,500	52,500	52,500	115,000	115,000			
			専修学校(専門課程)	国公立	自宅通学	67,500	67,500						
					自宅外通学	78,000	78,000						
				私 立	自宅通学	89,000	89,000						
					自宅外通学	126,500	126,500						
			短 期 大 学	国公立	自宅通学	67,500	67,500						
					自宅外通学	96,500	96,500						
				私 立	自宅通学	93,500	93,500				※ 高等学校、高等専門学校及び専修学校に就学中の児童が、18歳に達した日以後の最初の3月31日が終了したことにより、児童扶養手当等の給付が受けられなくなった場合、左記額に児童扶養手当額を加算した額を貸付限度額とする。		
					自宅外通学	131,000	131,000						
			大 学	国公立	自宅通学	71,000	71,000	71,000	71,000				
					自宅外通学	108,500	108,500	108,500	108,500				
				私 立	自宅通学	108,500	108,500	108,500	108,500				
					自宅外通学	146,000	146,000	146,000	146,000				
			大 学 院	修士課程		132,000	132,000						
				博士課程		183,000	183,000	183,000					
			専修学校(一般課程)			54,000	54,000						